

吹田市胃がん検診（胃内視鏡検査）精度管理委員会設置要領

（設置）

第1条 吹田市が実施している胃がん検診において、胃内視鏡検査（以下「検診」という。）の適正かつ効果的な運営に関し必要な意見交換を行うため、吹田市胃がん検診（胃内視鏡検査）精度管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（意見を交換する事項）

第2条 委員会において意見を交換する事項は、次のとおりとする。

- （1）検診の対象者及び実施方法に関する事項
- （2）検診機関において検査に従事する検査医の認定に関する事項
- （3）画像の読影及び管理に関する事項
- （4）偶発症（検査に伴い偶発的に起きる症状のことをいう。）に関する調査及び対策に関する事項
- （5）研修に関する事項
- （6）検診の精度管理に基づくプロセス指標や検診結果の評価に関する事項
- （7）その他胃がん検診の円滑な実施のために必要な事項

（構成）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- （1）吹田市医師会検診担当役員 2人以内
- （2）吹田市医師会が推薦する吹田市胃がん検診（内視鏡検査）協力医療機関の検査医の代表及び二次読影医 5人以内
- （3）胃がん検診に関する学識経験者 1人以内
- （4）吹田市保健所長 1人以内
- （5）吹田市立保健センター管理医師 1人以内

3 委員の選任期間は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前任者の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長に事故のあるときは、委員の互選により選任した委員長代行がその職務を代理する。

（意見の聴取等）

第6条 市長は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康医療部成人保健課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、健康医療部長が定める。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。